

# 公衆衛生と環境保全の相反を巡る環境倫理的考察： 日本住血吸虫病対策事業の地域別比較研究から

神戸市看護大学看護学部人間科学領域 准教授  
藤木 篤



## 1. 研究の目的と背景

山梨県甲府盆地底部一帯、広島県深安郡旧神辺町片山地区、福岡県および佐賀県の筑後川流域は、長らく日本住血吸虫への感染を原因とする寄生虫病に悩まされてきた。「寄生虫との百年戦争」の結果、日本は世界で唯一、日本住血吸虫病を克服した国となった。しかし、日本住血吸虫病は局限された地域にしか存在しない「地方病」であったため、医学関係者や流行地住民以外にはほとんど注目されることなく、現在に至っている。

環境倫理学者も例外ではない。多少の違いはあれど、各流行地は日本住血吸虫病を根絶するため、中間宿主「宮入貝」の大規模な駆除を行い、その過程で「環境破壊」とも言うべき様々な自然の改変が行われている。それにも関わらず、環境倫理学の分野では、この事例が取り上げられることもなく、また分析・評価はおろか論点の整理すらも行われていない。したがって、本事例において顕著に浮かび上がる「たとえ有害生物であっても生物多様性保全の対象とすべきかどうか、また公衆衛生向上の一環としての自然環境改変はどこまで許容されるか」といった問い、すなわち「公衆衛生と環境保全の相反」の問題に対して、現在の環境倫理学の枠組みのみをもって回答を与えるのは困難である[藤木, 2014]。

このような問題設定のフレームワークを、説得力あるかたちで環境倫理学に導入するためには、まず日本住血吸虫病対策事業の全体像を把握し、その上で論点の整理を行う必要がある。そのためには、全体像の把握に先駆けて、個々の流行地における日本住血吸虫病対策の歴史を丹念に調査し、それぞれの結果の比較を行う必要がある。実のところ、日本住血吸虫病対策は必ずしも全国一様に進められたわけではなく、浸淫地ごとに多様な展開を見せてきた。たとえば、筑後川流域では宮入貝を徹底的に殲滅し、人為的絶滅にまで至らしめたが、一方で日本最大の浸淫地であった山梨県甲府地方では、「非感染宮入貝であれば安全」と見なし、宮入貝を絶滅させぬまま「終息宣言」を出している。これらの相違は上記の問いにとって大変示唆的であり、環境倫理学に新たな枠組みを提供してくれる可能性がある。

こうした背景を踏まえ、本研究は、流行地各地の日本住血吸虫病対策事業を振り返り、各々の歴史と地域差を比較することで、これまでほぼ顧みられることの無かった「公衆衛生と環境保全の相反」という問題を扱うことが可能な、新たな環境倫理学を創成することを目的とした。

## 2. 研究内容

上記の目的を達成するために、本研究は次の三点の方針を掲げた。それぞれについて、経過と得られた成果を述べる。

①「寄生虫保全」に関する議論の文献学的サーヴェイと比較調査 環境倫理学と保全医学というふたつの領域にまたがり、有害生物保全の議論に関する文献をサーヴェイした。まず、環境倫理学には「生物学者などを除く、一般の人々にとっては何の価値もない、場合によっては害になるような種の保存をいかに正当化するかという問題」がある。「この問題に対する典型的な回答の一つは、そうした生物種が人間にとって役に立つという説明を捻り出すこと」である[神崎, 2010]。「人間にとって役に立つ」という語は、道具的価値あるいは経済的価値と言い換えることが可能であろう。しかしながら、環境倫理学の観点から唱えられた有害生物保全の主張は、道具的価値説を支持しうるような自然科学的知見を十分に活用できているとは言い難い状況にある。こうした状況を打開するために、寄生虫保全学を含む保全医学における知見を援用することを試みたのである。

有害生物保全の議論に関する文献をサーヴェイした結果、明らかになったことは、「なぜ環境保全を行うべきか」あるいはさらに踏み込んで「有害生物をも環境保全の対象とすべきか」という問いに対して、両者が共通して採用する基本路線は「道具的価値」および「内在的価値」という視点に基づいており、ほぼ全ての議論は、程度の差こそあれ、いずれか(あるいはいずれも)の立場を論拠にしているということであった[藤木, 2018]。環境倫理学者は今後、「環境保全と公衆衛生の相反」が内

包する倫理的問題の枠組みを明らかにし、環境倫理学者を含めた公衆、政策立案者や環境保護団体に向けて提示することで、より実りある方向へと議論を展開していく必要があるだろう[藤木, 2018].

**②日本住血吸虫病対策の遂行過程における関係者の意識変化の把握と時代別・地域別比較** 日本住血吸虫病対策事業の地域別のフィールドワークを実施した。広島県福山市神辺町および山梨県甲府盆地一帯において、2016年の夏に、それぞれ約一週間にわたるフィールド調査を行った。地元住民からの聞き取り調査や、資料館・図書館所蔵の禁帯出文献などの資料調査を通じて、各地域で行われた対策事業の歴史的背景やその後の変遷といった事実関係に関する点について、調査を進めた。

調査に訪れた先々で、関係各者から全面的な協力が得られた。全体としては、当初想定した以上の収穫が得られたと言っても過言ではない。また聞き取り調査を実施する中で、決して文献の記述には現れないような、住民の様々な意識変化の例を耳にすることができた。今後は、関係者のこのような「語り」をいかに環境倫理学の分野に反映させていくかを検討する作業が必要になってくるだろう。

**③「公衆衛生と環境保全の相反」を扱える環境倫理学の創成** 上記①で得られた成果から、保全医学、特に寄生虫保全学の分野では、道具的価値および内在的価値の観点から寄生虫保全の擁護が議論されていることが明らかになった。

同時に、解決すべき次の課題も明らかになった。「中長期的な生態系全体への配慮」といった比較的大きな枠組みの中で寄生虫保全を考えるのであれば、このような議論は一定の説得力を持つかもしれない。しかし、人命がかかっている、差し迫った状況について、同様の議論を適用することには困難が伴う。したがって、対策全体の過程の中で、いつ頃からこうした議論が適用可能かを検討する必要がある。たとえば「環境変化を伴う公衆衛生的介入」を想定した場合、緊急性も重大性も高い初期段階と、介入が功を奏し、対策の過半が感染源の撲滅といった積極的制御から治療・予防へと移行した段階とでは、状況が大きく異なる。上記②で得られた成果は、そうした差異が議論に与える影響が、決して小さくないことを示唆している。環境倫理学が「環境保全と公衆衛生の相反」問題の解決に寄与しうるとするならば、活躍の場はおそらくこうした議

論に関係したものとなるだろう。

### 3. 今後の展開

「持続可能な開発目標(SDGs)」や「顧みられない熱帯病(NTDs)」など、今後人類が立ち向かうべき国際的課題を想定するならば、環境倫理学は、人間の経済活動によって不可避免的に生じる環境破壊や環境汚染だけを議論の対象とするのではなく、「公衆衛生の維持向上の一環としての自然環境改変はどこまで許容されるか」といった「環境保全と公衆衛生の相反」に類する問題をもその内に取り込む必要がある。そのためには、公衆衛生上の問題に関して、「対策を進めるべきであるが、どこまで状況を改善できたら問題が解決したことになるのか」という目標を設定しなければならないし、何よりそうした目標を設定するための議論が許容されなければならないだろう。こうした「落としどころ」を想定しておかなければ、病気そのものの撲滅や衛生動物・衛生害虫の絶滅を達成するまで、対策は際限なく続くことになる。その結果として、自然環境へも甚大な影響が出る可能性がある。環境倫理学はこのような問題群に、ある程度積極的にコミットしていく必要があるだろう[藤木, 2018].

その際、環境衛生分野との連携は、必須と思われる。本研究では、ほぼ環境倫理学と保全医学の領域に限定して、資料の収集・分析にあたったが、調査を進める過程で、視野をより広汎な領域に拡大する必要性があることが実感された。具体的には、レスニックの『環境衛生倫理(environmental health ethics)』をはじめとした、環境衛生分野における議論のサーヴェイの必要性を強く感じた。本研究の、今後の方向性のひとつとして、言及しておきたい。

### 4. 参考文献

- 神崎宣次「人間の健康と環境の健康」『応用倫理』第4号, pp.2-12. 2010年
- 藤木 篤「環境保全と公衆衛生の相反：筑後川流域における日本住血吸虫病撲滅事業」『久留米工業高等専門学校紀要』第29巻2号, pp.1-12. 2014年
- 藤木 篤「環境保全と公衆衛生の相反:日本住血吸虫病対策を事例に」,『倫理学研究』第48号, pp.4-17. 2018年

### 5. 連絡先

電話番号：078-794-8080(代表) / 078-794-8041(直通),  
E-mail : fujiki@tr.kobe-ccn.ac.jp